

議案第16号

日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正
する。

平成27年3月3日提出

日野町長 景山 享弘

日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

解体する根雨社会体育館を廃止するため本条例から該当箇所を削除しようとするものである。

2 改正内容

- ・根雨社会体育館（名称）および日野町根雨899番地1（位置）を削除すること（第2条）
- ・別表中の根雨および根雨社会体育館集会室（室名）100円（使用料）を削除すること（第6条）

3 附則規定

平成27年4月1日から施行する。

日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例(昭和59年日野町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																					
<p>(設置)</p> <p>第2条 日野町に次の社会体育館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>菅福社会体育館</td> <td>日野町上菅664番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>菅福社会体育館体育室</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	菅福社会体育館	日野町上菅664番地2	室名	使用料(1時間当たり)	菅福社会体育館体育室	200円	<p>(設置)</p> <p>第2条 日野町に次の社会体育館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根雨社会体育館</td> <td>日野町根雨899番地1</td> </tr> <tr> <td>菅福社会体育館</td> <td>日野町上菅664番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根雨、菅福社会体育館体育室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>根雨社会体育館集会室</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	根雨社会体育館	日野町根雨899番地1	菅福社会体育館	日野町上菅664番地2	室名	使用料(1時間当たり)	根雨、菅福社会体育館体育室	200円	根雨社会体育館集会室	100円
名称	位置																						
菅福社会体育館	日野町上菅664番地2																						
室名	使用料(1時間当たり)																						
菅福社会体育館体育室	200円																						
名称	位置																						
根雨社会体育館	日野町根雨899番地1																						
菅福社会体育館	日野町上菅664番地2																						
室名	使用料(1時間当たり)																						
根雨、菅福社会体育館体育室	200円																						
根雨社会体育館集会室	100円																						

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。